

はじめに

終身雇用制度が崩れつつある今日、失業は誰もが直面するかもしれない問題である。あるいは健康に自信があっても急に病気になったり、不慮の事故にあったりするかもしれない。こうした予期せぬ事態で急に収入源が絶たれた場合、どうすればよいのだろうか。

こうした事態は考えたくはないが、このような場合を想定して普段から備えておくことは大切である。

この章の **Case Study** では、定期収入というキャッシュ・インがなくなった場合、自分の貯金だけでどれくらいの期間、出ていくキャッシュフローを支えることができるのか、計算をしてみる。また本当に困窮したときのセーフティネットについて学ぶ。

非常事態に備えて、貯蓄など普段から自分がしておくこと（自助）、社会保険の制度（共助）、公的な援助（公助）についても考える。

1. もし収入が途絶えたら

リストラにあって失業したり、病気やけがで仕事を続けられなくなったりして、収入が途絶えることは誰にでもありうる。「絶望のあまり一家心中」という新聞記事を見ることすらある。そうした悲惨な事件を防ぐために、社会にはさまざまなセーフティネットがある。セーフティネットとは、雇用保険・生活保護などの社会保障制度、消費者保護制度などのように、自己責任の原則を補完して、市場競争における脱落者や弱者

を守る制度のことである。

いざという時にどのようなセーフティネットが用意されていて、どのように利用できるのか調べてみよう。本章で学ぶことは、自分だけでなく、将来周りに困難な状況に陥った人がいたら役立てていただきたい。

Case 12-1、Case 12-2 失業して所得が途絶えた場合、どうしたらいいかディスカッションを通して考える。模範解答的な解答もあるが、それ以外の案についても自由に意見を述べてみよう。

2. 失業

失業とは、一般的に、元気で働きたいし働けるのに、職がない状態のことを言う。失業手当の支給について定めている雇用保険法における定義は、「(雇用保険の)被保険者が離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」である。企業の倒産や失業による「非自発的失業」もあれば、自分の意志で離職する「自発的失業」もある。

いずれの場合も仕事探しをしなければならぬが、その際に行くのがハローワーク（公共職業安定所）である。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が主要都市に設置している。求職者には求職申込、求職相談、職業紹介を行う。具体的には、就職や転職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険（失業手当）の受給手続きなどのサービスを提供する。雇用主には雇用保険、雇用に関する

国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などを行う。

3. 失業手当と生活費

失業中は、次の仕事が見つかるまで収入が途絶えることになる。その際、思いつくのが雇用保険と失業手当である。

雇用保険とは、一般的に失業保険とも呼ばれる。雇用労働者を対象とした保険である。社会保険の一種なので、失業中に失業手当を受け取れる人は、離職前に会社等で勤務していて、給与から雇用保険料を支払っていた（給与から天引きされていた）人である。（第2章を参照）。

雇用保険に加入するのは会社員などであるが、パートタイムで働く人も、所定労働時間が週20時間以上で、かつ引き続き31日以上雇用されることが見込まれる場合は、被保険者となる。被保険者（会社員など）が失業した場合に、失業中の収入を保障し、再就職の促進を図る。主な給付は基本手当（いわゆる失業手当）である。失業手当の給付は、公共職業安定所（ハローワーク）での職業紹介・斡旋と一体的に行っている。

4. 失業手当の給付金額と日数

失業手当はどのような条件でどれくらい給付されるのだろうか。Work12-1では具体的な事例を通して雇用保険や失業手当の仕組みについて学。

まず、失業手当を受け取れる条件（雇用保険の受給要件）は、以下の通りである。

- (1) 働く意思と能力がありながら仕事に就けず、積極的に求職活動を行っていること。
- (2) 離職以前の2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること。ただし、倒産・

解雇等により離職を余儀なくされた場合は、離職の日以前1年間に6ヵ月以上でよい。

ここで、(2)の「離職以前の2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること」とは、離職する前の2年間に会社等で勤務し、12ヵ月以上、給与から雇用保険料を支払っていた（給与から天引きされていた）ということである。

そこで、まず Work12-1 の事例を読み、(1)、(2)の条件を満たしているか確認しよう。

次に、下の式に数字を当てはめて、1日当たりの失業手当（基本手当）の計算をして、テキストに記入しよう。

基本手当＝退職前半年間の賃金 ÷ 180 × 50%～80%（60歳未満の場合）

ただし、年齢によって1日分の金額に上限がある。基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、その金額はテキストの表に示されている（平成27年8月1日現在）。

また、給付される日数も年齢区分と被保険者であった期間によってことなる。テキストの表で確認し、テキストに記入しよう。

5. 失業中の生活費

失業中は、失業手当を受けるとしても、どれくらいの期間生活が持ちこたえられるだろうか。そのために普段から貯蓄はどれくらい必要か考えてみよう。

Work12-2は、失業手当と生活費、必要な貯蓄を計算する問題である。この場合、大切なのは、自分の収入と支出を把握することである。Work12-2はWork12-1の続きとして、その具体的な事例を使って考える。ここでは、離職して3ヵ月後に新しい仕事を見つけて、給与をもらえるまでの4ヵ月間の

生活費について考えよう。

(1) 収入：基本手当（失業手当）を日額 5,000 円、受けることができるようになったとする。期間は 3 ヶ月である。そうすると、受け取れる失業手当の総額はいくらであろうか。簡単にするため、月はすべて 30 日とする。

(2) 支出：毎月の支出は、テキストの表にある通りである。このような状況なので、本来はできるだけ切り詰めなければならないが、毎月定額で支出される金額があるので、切り詰めるのも難しいことに気付くであろう。また、一度慣れた生活を変えることは案外難しいことでもある。

(3) 収入と支出の差(ギャップ)：それでは、新しい仕事の給与が入るまでの 4 カ月間について、(1)の収入と(2)の支出の差を計算してみよう。失業手当の給付を受けていても、支出の方が収入を上回っている。不足する金額については、借金をすることも考えられるが、これは後で利息を付けて支払わなければならない。そこで、普段からいざという時のために貯蓄が必要である。

Work12-2 の場合は、普段から最低でも、(1)の収入と(2)の支出の差を埋めるための貯蓄をしておくことが必要である。

6. 生活保護

Case 12-2 は、会社が倒産し解雇を告げられたうえ、体調を崩し求職活動すらできない人の話である。母娘二人で暮らしているが、両人とも収入が途絶えている。貯蓄は底をつき、生活は困窮している。

格差社会と言われるようになった現代の日本社会であるが、特に母子家庭の貧困が深刻になっている。

2012 年の貧困率(世帯年収約 122 万円未満)は、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18-64 歳)全体では 15.1%だが、ひとり親世帯では約 55%である。ひとり親世帯の約 9 割が母子家庭なので、母子家庭の半分以上が、貧困状態にある。このような状況の背景にあるのは、核家族化により親など親族の援助を受けづらくなっていること、雇用の非正規化により雇用が不安定になっていることがあげられる。

例えば、母子家庭(母親と小学生の子ども)で、家賃を支払った後の一カ月の生活費が 4 万円~8 万円というケースも多いのである。生活の困窮ぶりを想像してほしい。

この場合、どこかに救いの手はないのだろうか。そこで、Work 12-3 は、近所の民生委員を通して、福祉事務所に生活保護を申請することにしたのである。

7. 生活保護の受給条件

生活保護は、国民が納めた税金を使って貧困者に援助をするものである。そのため、受給するにはいろいろな条件がある。

そこで、パソコン、スマートフォンやタブレットなどを使って、生活保護の受給条件について調べてみよう。

条件の概要は、たとえば預貯・土地・建物などの資産がないなど、厳しい条件となっている。このような状態まで落ち込むと自立できるところまで復活できるのかと危惧する専門家も少なくない。

8. 生活保護法改正(平成 26 年 7 月)

生活保護法が改正され、生活保護申請のハードルを上げ、不正受給時の罰則を強化することとなった。この背景には生活保護

の受給者が過去最多となったことや、ある芸能人の母親が生活保護を受けていたことをきっかけとする「生活保護バッシング」などがある。

法改正によって、福祉事務所などが次のような報告を求めることが可能になった。

(1) 扶養義務者に対して資産や収入の状況についての報告を求めること。

(2) 扶養義務者の雇用主や金融機関などに対して、書類閲覧や資料提供・報告を求めること。

生活保護の不正受給を防ぐのが目的であるが、生活保護を本当に必要とする人たちが、親族間のトラブルを怖れて申請をためらうおそれもあるであろう。

9. 自分の考えをまとめよう

これまでの学習を踏まえて、次の意見について、賛成か反対か、自分の考えをまとめてグループ内で話し合おう。

「私たちは生活保護には頼るべきではない」「生活保護の受給資格を、今よりもっと厳しくすべきである」

これは賛成・反対のどちらが正しく、どちらが誤りということはない。どちらにもそれぞれの論点があるのである。その論点を明らかにしてみよう。

今回のリストラ・失業・セーフティネットは、自分や自分に近い人々にも起こりうる問題である。また、運よく自分にはそのような問題が起こらなかったとしても、他に困窮している人がいたらお互いに支えあうことは必要である。

自助が基本であるが、共助、公助の仕組みも必要ということである。ただし、共助、公

助にはコストがかかることも忘れてはならない。例えば、社会保障を今のレベルに維持するだけでも、消費税率のさらなる引き上げは避けられないと言われている。ましてや、「これ以上税金は払いたくないが、社会保障はもっと充実させよ」という要求は無理である。今後、どの程度の共助、公助を行うかは、どれくらいコストを払うのか(税を負担するのか)を勘案し、議論して決めていくしかないであろう。

*Homework 実施についての注意事項

Homework12 は具体的に生活保護の支給額を計算する問題である。この計算を通して、生活保護の仕組みを具体的に理解することが目的である。

Appendix に「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法」の表があるのでそれに当てはめて考えよう。なお、下線部は表に出ていない事項(補足)である。

①生活扶助基準(第1類費):1級地-1の縦の列から、サキ子さん(31歳)、第1子(7歳)、第2子(5歳)、それぞれの支給額を足す。

②生活扶助基準(第2類):1級地-1に人員(一家)3人。

③加算額:母子世帯、児童2人。さらに、児童養育費加算(3~12歳)があり、この事例の場合、児童1人当たり5,000円。

④その他:住宅扶助(実費で、この事例の場合はアパートの家賃が支給される)。奨学生の子ども1人に、教育扶助基礎額(小学校)2,150円、学級費等600円が加算される。

以上の①-④の合計から、サキさんの月給の5万円を差し引いた額が、生活保護支給額となる。